

ここから中筋重要事項説明書

【指定 1 日型デイサービス】【指定通所介護】

当事業所はご契約者に対して指定 1 日型デイサービス・指定通所介護サービス事業（以下「サービス」）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. サービスを提供する事業者

事業者名称	T&TWAM サポート株式会社
代表者氏名	藤井 正大
本社所在地	広島市中区八丁堀 15-10
電話番号	082-227-4040

2. サービス提供を実施する事業所

（1）事業所の所在地等

事業所名称	ここから中筋
事業所番号	3470215207
サービスの種類	1 日型デイサービス、通所介護
事業所所在地	広島市安佐南区中筋 1 丁目 9-20
電話・FAX	（電話）082-962-3012 （FAX）082-962-3013
管理者氏名	小松 亮介
事業実施地域	広島市安佐南区
利用定員	1 単位につき 19 名

（2）事業の目的及び運営の方針

事業の目的	居宅において要支援・要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とします。
運営の方針	要支援・要介護状態等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、日常生活上の世話及び心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

(3) 営業日、営業時間及びサービス提供時間

営業日	月曜日～金曜日 祝日営業
休業日	土曜日、日曜日、8月13日～15日、12月29日～1月3日
営業時間	8：30～17：30
サービス提供時間	1単位目 9：00～12：00 2単位目 13：30～16：30

(4) 事業所の職員体制

管理者	1名
生活相談員	1名以上
介護職員	2名以上
看護師	1名以上
機能訓練指導員	1名以上

3. 提供するサービスの内容と費用について

(1) 提供するサービスの内容について

通所介護計画書等の作成	援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。またその内容について利用者に対し説明し同意を得ます。	
居宅への送迎	ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。ご自宅または事業所以外への送迎は本人またはご家族での対応となります。	
日常生活上の世話	排泄	排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
	移動・移乗	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。	
その他自立への援助	趣味、娯楽などの活動をしていただく機会を作るよう配慮します。ご利用者及びそのご家族の介護等に関する相談や助言を行います。	

（２）禁止行為

従業者はサービスの提供に当たって、以下の行為は行いません。また、利用者同士にあって
も以下の行為は禁止とします。

- ・医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ・利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ・利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ・身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護
するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ・その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行
為

（３）提供するサービスの利用料 広島市：１単位＝１０．４５ 円

利用単位数×１０．４５ 円のうち自己負担割合（１～３ 割）に応じて、自己負担額が決まります。

【１日型デイサービス】

※月極の単位です。そのため何らかの都合で月に１回のみの利用となった場合も、この金額
の負担が発生します。（飲料費等は別です）

基本料金

区分	単位数
A 事業対象者	1,798
要支援 1	1,798
要支援 2 週 1 回利用	1,798
B 要支援 2 週 2 回利用	3,621

加算・減算

算定	項目	単位数
○	科学的介護推進体制加算	40
○	サービス提供体制強化加算Ⅰ	A：88 B：176
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	A：72 B：144
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	A：24 B：48
○	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	ひと月の総単位数×9.2%
○	送迎減算	片道につき－47 ひと月の上限 A：-376 B：-752

【通所介護】 通常規模型

基本料金

区分	3 時間以上 4 時間未満	3 時間未満
要介護 1	370	272
要介護 2	423	311
要介護 3	479	351
要介護 4	533	392
要介護 5	588	432

加算・減算

算定	項目	単位数
○	個別機能訓練加算 I イ 機能訓練指導員 1 人の場合	1 日につき 56
○	個別機能訓練加算 I ロ 機能訓練指導員 2 人の場合	1 日につき 76
○	個別機能訓練加算 II	ひと月につき 20
○	科学的介護推進加算	ひと月につき 40
	ADL 維持等加算 I	ひと月につき 30
	ADL 維持等加算 II	ひと月につき 60
○	サービス提供体制強化加算 I	1 回につき 22
	サービス提供体制強化加算 II	1 回につき 18
	サービス提供体制強化加算 III	1 回につき 6
○	介護職員等処遇改善加算 I	ひと月の総単位数×9.2%
○	送迎減算	片道につき -47

(4) その他の費用

項目	費用
飲料代	1 日につき 100 円
レクリエーション等の材料費	実費
おむつ代	実費

(5) 利用料金の請求及び支払いについて

【請求】

利用月毎にサービス利用料の自己負担額とその他の費用を合算し請求します。利用月の翌月 15 日までに請求書をお渡しします。

【支払い】

利用料金については、下記のいずれかの方法によりお支払いください。

①現金支払い

②事業者指定口座への振込

金融機関・支店	広島信用金庫八丁堀支店（店番 003）
口座番号	普通 0621678
口座名義	ティーアンドティーワムサポート（カ

③利用者指定口座からの自動振替

①、②の場合は請求月の月末までにお支払いください。③の場合は請求月 27 日が引落日となります。正当な理由なく支払期日より 3 ヶ月以上遅延した場合は、サービス提供を休止または中止したうえで、未払い分をお支払いいただきます。

（６）利用の中止、変更、追加

ご利用者様の都合により、サービスの利用を中止又は変更追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に出してください。

- ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する曜日時間帯にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能な曜日時間帯をご利用者様に提示して協議します。
- ・ご利用者様がサービス利用している期間中でも利用を中止出来ます。その場合、すでに実施されたサービスに係わる利用料金をお支払い頂きます。

4. 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに緊急連絡先、主治医、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び保険者等に連絡し、適切な処置を講じます。

5. 事故発生時の対応について

- ・サービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の緊急連絡先、当該利用者に係わる地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所及び保険者等に報告し、適切な処置を講じます。
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- ・サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

6. 虐待の防止について

当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 管理者 小松 亮介
- ② 虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報するように努めます。
- ③ 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ④ 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ⑤ 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

7. 苦情、相談について

提供したサービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

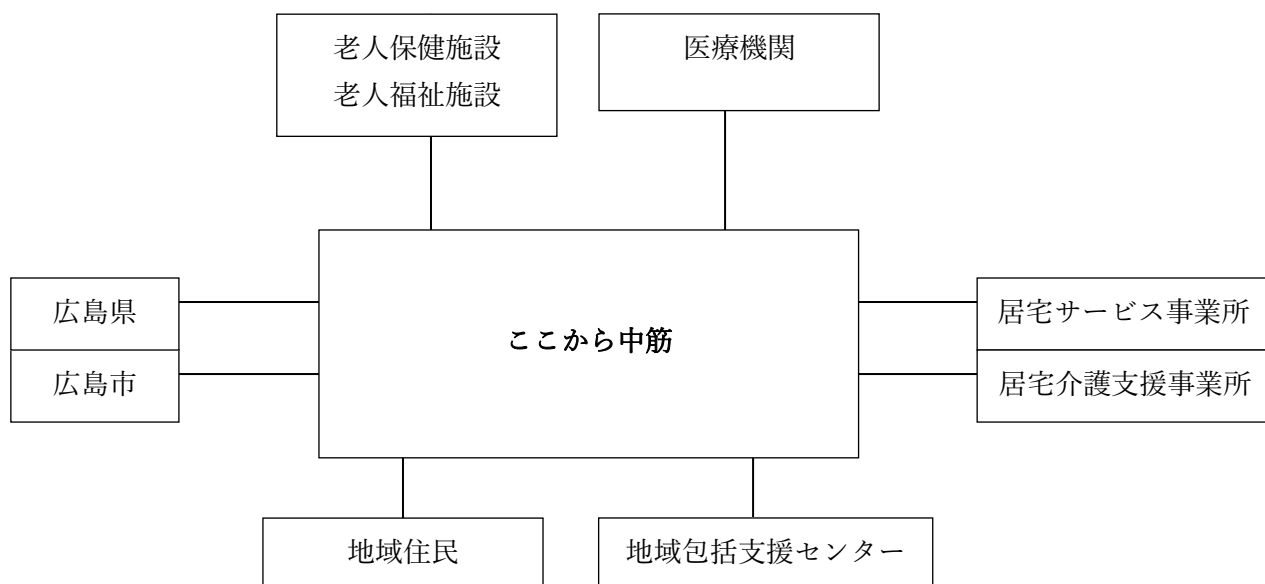
【事業所の窓口】ここから中筋 （担当：石根 責任者：小松）	受付日 月～金曜（お盆、年末年始を除く） 受付時間 8：30～17：30 電話番号 082-962-3012
【広島市の窓口】 安佐南区役所 健康長寿課 介護保険係	所在地 広島市安佐南区古市1丁目33-14 受付時間 9：00～17：00 電話番号 082-831-4943
【公的団体の窓口】 広島県国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19-49 受付時間 9：00～16：00 電話番号 082-554-0783
【公的団体の窓口】 広島県社会福祉協議会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 受付時間 9：00～16：00 電話番号 082-254-3411

8. サービスの第三者評価の実施状況

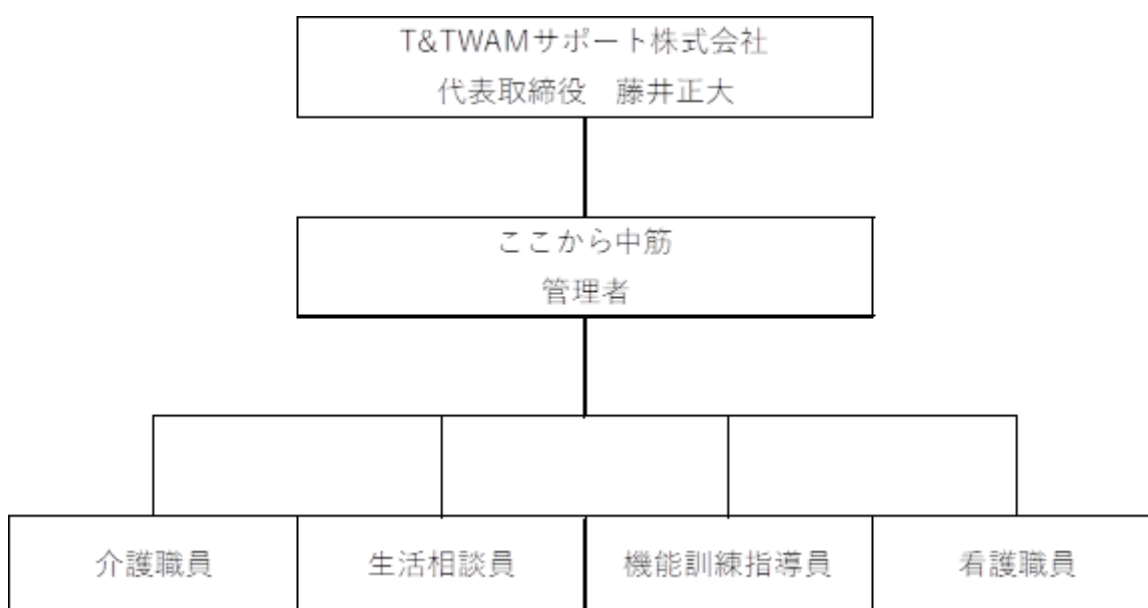
実施の有無	なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

9. 広島市並びに他の医療サービス及び福祉サービスの提供主体との連携

- ・適正な事業運営のため広島市介護保険課等と連携します。
- ・高齢者虐待及び困難事例の対応など、各区健康長寿課及び各地域包括支援センター、関係介護サービス事業所、医療機関と連携を密にし、利用者の自立支援、自己決定が支援できるよう協働します。



10. 組織体制図



令和 年 月 日

サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者名	T&TWAM サポート株式会社
代表者	藤井 正大
事業所名	ここから中筋
説明者	小松 亮介 石根 康介

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定 1 日型デイサービス・指定通所介護の提供開始に同意しました。

住所	広島市安佐南区
氏名	
続柄	

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、担当職員（ ）より以下の説明を受け、下記記載するところにより必要最小限の範囲で使用することに同意します。

1. 使用する目的

利用者のための個別サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と連絡調整他、施設や医師への紹介において必要な場合。

2. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

令和 年 月 日

T & TWAMサポート株式会社
ここから中筋 様

利 用 者

氏名 _____

代 理 人

氏名 _____

利 用 者 家 族 代 表

氏名 _____